# 「豚群におけるサルモネラの 予防及び管理」の新規章案 について

(OIEコードにおける当該章の位置)

第I巻総則

第6部 獣医公衆衛生

第6.X章 豚群における*サルモネラ*の予防 および管理

1

# 構 成 (1)

第1条 前文

第2条 目的及び適用範囲

第3条 *サルモネラ*のサーベイランス

第4条 定義

第5条 予防及び管理

第6条 バイオセキュリティ措置

第7条 施設設計

2

### 構 成 (2)

第8条 飼料

第9条 水

第10条 飼料組成

第11条 豚の動線管理

第12条 新規豚の導入管理

第13条 ストレス削減

第14条 豚の治療

3

### 構 成 (3)

第15条 輸送

第16条 収容所

第17条 低感染地域での予防及び管理

第18条 野外における豚の生産

第19条 生きている動物の市場

#### 前文

- 世界で最も一般的な食物媒介性細菌疾患
- ふつう無症状であり、感染期間はさまざま
- 不顕性感染豚は、公衆衛生上のリスク
- 血清型及び感染率は、農場、地域及び国で大きく異なるため、サルモネラ削減計画では、これを考慮することが重要

5

# 目的及び適用範囲

本章は、営利的繁殖及び生産を目的として 飼育される家畜豚の農場からと畜までの*サル モネラ*の予防及び管理に関する勧告を規定す る。

#### バイオセキュリティ措置

- バイオセキュリティプランの作成・施行
- 2. 職員の訓練
- 3. 記録の保持
- 4. 獣医学的監視
- 5. 植物及び瓦礫の排除
- 6. 野鳥の侵入防止
- 7. 清掃及び消毒

- 8. 害獣・害虫管理
- 9. 出入り管理
- 10. 職員及び訪問者のバイオセキュリティ措置
- 11. 輸送機関・器具の清 掃及び消毒
- 12. 廃棄物の保管・廃棄

7

#### 飼料

サルモネラに汚染した飼料及び飼料成分が、豚の重要な感染源であることが知られている。したがって、飼料及び飼料成分は、適正製造規範に従い、HACCPの原則及びOIE陸生コード第6.3章(飼料における動物衛生及び公衆衛生上重要な危害の管理)を考慮して、製造、取り扱い、保管、輸送及び流通されるものとする。

#### 飼料中のサルモネラの効果的管理

- 1. 常時監視された供給源由来
- 2. 加熱処理飼料の使用又は静菌性若しくは 殺菌性処理薬の使用
- 3. 冷却システム及び粉塵管理
- 4. 衛生的な保管及び輸送
- 5. 野鳥及びげつ歯類の接近防止
- 6. こぼれた飼料の清掃

9

#### 飼料組成

- 1. 飼料は、きめ粗くひかれるものとする。
- 2. 小麦の割合を下げることによって、サルモ ネラの発生が低下する場合がある。
- 3. 粗くひかれた飼料は、パレット型の飼料に 添加することができる。

# 新規豚の導入管理

- 1. 生産チェーンにそった良好なコミュニケー ション
- 2. 新規遺伝物質の精液のみによる導入
- 3. 導入元を可能な限り少なくする。
- 4. 適切な期間の隔離飼育
- 5. 同じサルモネラ状況の群からの導入
- 6. 糞便飼料の採取

11

### 豚の治療

- 1. 臨床的感染の管理目的で抗菌剤を使用する場合には、OIE陸生コードの関連章に従い使用。不顕性感染の管理には、抗菌剤を使用しない。
- 2. 陸生マニュアルの関連章に従うワクチンの製造及 び使用。生ワクチンが使用される場合には、野外 株との鑑別が重要、と畜時に存在しないこと。
- 3. 有機酸、プロバイオティクス及びプレバイオティクス の有効性にはむらがある。